

建設工事等の契約に係る情報公開に関する要領

1 趣旨

この要領は、焼津市が発注する建設工事の請負契約並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理（以下「建設工事関連業務」という。）の委託契約に係る情報の公開について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日 法律 127 号 以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

2 建設工事関連業務の委託契約に係る情報公開

建設工事関連業務の委託契約に係る情報公開の方法等については、法に準ずるものとする。ただし、同法施行令（以下「施行令」という。）第 5 条については、これを適用しない。

3 入札等の参加者の公表

入札及び随意契約の見積り合わせに参加する者並びに参加するために設計図書等を購入した者の商号又は名称及び住所については、談合防止の観点から、入札及び見積り合わせの執行前には公表しない。

4 情報公開の対象

施行令第 7 条に規定する入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項については、同条に定める契約のほか、130 万円以上の契約についても、同条に準じて公表する。

5 入札参加資格停止を受けた者の公表

入札参加資格停止を受けた者がある場合は、その者の商号又は名称並びに入札参加資格の停止期間及び理由について、入札参加資格停止期間が終わるまでホームページ等で公表する。

6 発注予定情報の公開

施行令第 5 条第 5 項に規定する発注予定情報の変更事項の公表は、毎年度、10 月 1 日を目途として行う。

7 予定価格の公表

予定価格については、見積り合わせ及び入札の執行後に公表する。ただし、市長が必要と認める場合については、執行前に公表することができる。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。